

平成28年 第5回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成28年 第5回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成28年4月27日(水) 午後1時33分 閉 会 平成28年4月27日(水) 午後2時34分					
場 所	共和町役場本庁舎 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	欠席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	1 番 小笠原 敏 雄 委員			11 番 高 橋 正 志 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について					
第 3	報告第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 4	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 6	議案第2号 現況証明願について					
第 7	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 8	追加 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 3 3 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 2 8 年第 5 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 0 番 浦口委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、1 番 小笠原委員、1 1 番 高橋委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任免についてを議題と致します。

事務局より報告願います。

○事務局

(報告第 1 号、議案書を朗読)

事務局職員の任免につきましては総会の報告案件となっております。

4 月 1 日付け町職員の人事異動に伴い、前任の係員が税務課へ異動となり、後任の係員が環境整備課から、新たに農業委員会事務局職員として任免された旨報告致します。

○議長

以上で、農業委員会事務局職員の任免についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題と致します。

事務局より報告願います。

○事務局

(報告第 2 号、議案書を朗読)

農業生産法人は、制度改正により、この 4 月から名称が農地所有適格法人に変更となったところです。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、決算から 3 ヶ月以内に事業の状況などを、農地を使用する市町村の農業委員会に報告しなければならないとされておりまして、農業委員会は報告書に基づき、農地所有適格法人の要件を確認することになっております。

今回の報告は 1 件になります。

(議案書をもとに、内容を説明)

農地所有適格法人の要件は5つありまして、1点目は形態要件で、株式会社、合同会社、農事組合法人などに該当しているかという要件です。2点目は事業要件で、農業及び農業に関連する事業が主たる事業であるかという要件です。3点目は構成員要件で、株式会社の場合は、農地又は労働の提供者などである株主が保有する議決権の割合が過半であるか、持分会社の場合は、出資者である社員の過半が、農地又は労働の提供者などであるかという要件です。4点目は業務執行役員要件で、役員の過半が年間150日以上農業に従事する構成員であるかという要件です。5点目は農作業従事要件で、役員・構成員・重要な使用人で年間150日以上農業に従事する者のうち、1人以上が年間60日以上農作業に従事しているかという要件です。これらの要件は、この4月から緩和されたところです。

報告者については、只今説明した形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めます。

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長 次に、日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題と致します。

事務局より報告願います。

○事務局 (報告第3号、議案書を朗読)

農地法第18条第6項では、賃貸借の合意解約等が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知しなければならないことになっており、総会の報告案件となっております。

今回の報告は2件になります。

(議案書をもとに、個別の内容を説明)

こちらの2件は、国富トンネルを小沢方面へ抜けた先の右手にある国道沿いの農地になります。借主が昨年からの作付をやめたことから、新たな借主を探しておりましたが、このたび別の方に借受けていただけることとなり、この後議案第3号に出て参りますが、新規の賃貸借に移行しております。

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 (議案第1号、議案書を朗読)
- こちらは農地法に基づく農地の権利移動の許可申請になりまして、今回は貸借が3件となっております。
- (議案書をもとに、個別の内容を説明)
- 以上の3件は、岩崎地区の道営土地改良事業関連の案件でして、受益参加の関係から、国有地の貸付を受けるもので、平成32年度には自己所有農地と共に、換地処分を受ける予定となっております。
- 申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と判断致します。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、申請のとおり許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 現況証明願について

- 議長 次に、日程第6 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 (議案第2号、議案書を朗読)
- 現況証明願は、道の農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況の証明を農業委員会が行うもので、登記地目を農地から農地以外へ変更する場合に必要となります。
- 今回の願い出は2件です。
- (議案書をもとに、1番の内容を説明)
- 申請地は、道道蕨岱国富停車場線を泊方面へ向かい、町道神恵川縦線を右折した約700m先の町道灌漑溝線沿いに位置しており、役場からは約3kmになります。
- この申請地につきましては、古くから申請者の住宅や納屋が建っており、数十年前から宅地化している状況です。
- 現地調査の結果、非農地化となつてから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度は低いことから、特別な事情に該当し、総合的に考慮して願い出は相当と判断致します。
- 現地調査は、4月19日に、西本委員、長門委員、森下委員の3名で実施しております。
- (議案書をもとに、2番の内容を説明)

申請地は、道道学田前田線と道道老古美小沢停車場線の交差点付近の町道第五学田線に入った約1km先に位置しており、役場からは約7kmになります。

この申請地につきましては、数十年前前から耕作しておらず、山林・原野化している状況です。

現地調査の結果、農地としての利用は見込まれないことから、願い出は相当と判断致します。

現地調査は、4月20日に、森委員、上川委員、浦口委員の3名で実施しております。

なお、この土地は、農振区域の農用地区域内にあるので、開発行為には、農業振興地域の整備に関する法律による知事許可が必要となる旨の附記事項をつけて証明することになります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩致します。
(休憩 1:53~1:56)

○議長 会議を再開致します。
議案の説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (議案第3号、議案書を朗読)

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、認定農業者などからの申し出に基づき、農業委員会が農用地の利用関係の調整を行った結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、共和町長に対し、農用地利用集積計画の作成を要請するものです。

今回は、貸借が38件になります。

(議案書をもとに、個別の内容を説明)

計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断致します。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩致します。
(休憩 2:24~2:27)

○議長 会議を再開致します。
議案の説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第8 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○議長

次に、日程第8 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

(追加議案第4号、議案書を朗読)

町が作成した農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、決定されたところでありますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経なくてはなりません。

今回は、貸借が1件であります。

(議案書をもとに、内容を説明)

計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとは判断致します。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり、決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成28年第5回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 3 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年 4 月 27 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 1 番 小笠原 敏 雄 印

議事録署名委員 1 1 番 高 橋 正 志 印